平成２１年（フ）第１１３１号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番13―1003号
債務者　宮本　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１４８号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番14号
債務者　田坂　和子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１４９号
北九州市八幡西区南八千代町８番８―303号
債務者　佐々木安弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１６７号
北九州市小倉南区山手１―14―18
債務者　長谷川喜美男
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３００号
青森県平川市新館藤山31番地12　雇用促進住宅２棟106号
債務者　外川　利視
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０１号
青森県平川市新館藤山31番地12　雇用促進住宅２棟106号
債務者　外川　由華
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０８号
青森県弘前市大字東和徳町９番地４　東和荘１号
債務者　工藤ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６９号
神奈川県横須賀市武４丁目16番Ｃ―204号
債務者　中里　貴志
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８０号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地１　ダイアパレス追浜1205
債務者　梅木阿津子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷148番地
債務者　福岡　成兒
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４８号
和歌山市有本416番地の５　ヒロシアパート６号
債務者　河村　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
和歌山県岩出市吉田392番地の８　７―204号
債務者　山﨑　由美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２３８号
山口市三和町15番44―202号
債務者　岡崎　則子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
山口県防府市伊佐江町２番２―101号　清水川団地Ｂ棟25号
債務者　重村　松一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
山口市旭通り１丁目８番27号
債務者　三輪　茂子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
山口市古熊２丁目７番61号
債務者　樋口眞智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
山口市後河原137番地
債務者　外間　芳幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
熊本県合志市御代志1665番地76
債務者　緒方　典子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部